

平成 30 年 9 月

気仙沼信用金庫

お客さま各位

外国送金のお取扱いについて

平素は気仙沼信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

外国為替取引は昨今の麻薬犯罪収益の移転やテロ事件を背景として世界的に規制が強化されており、「現金が原資である外国送金取引」についてはマネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与等防止のため特に慎重な対応を求められています。

このことを踏まえ、当庫では下記に該当する外国送金の取扱いにつきましては、平成 30 年 9 月 3 日(月)より中止させていただきますのでお知らせいたします。

外国送金を行われるお客さまにおかれましてはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 受付を中止する外国送金取引

(1) 一見のお客さま(当金庫に預金口座を保有されていないお客さま)を依頼人とする外国仕向送金

(2) 現金(外貨を含む)かつ円価換算で 1,000 万円相当額以上の外国仕向送金

※ お客さまより仕向送金、被仕向送金を受け付ける際には、所定事項の厳格な確認をする義務が課されていることから、送金内容のヒアリングおよび書類の提示をお願いする場合がございます。

なお、お伺いした内容や提示していただいた書類については原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件にかかるお問い合わせ先

事務部事務集中課

電話番号 0226-23-6243

受付時間 平日 9:00~17:00

※土曜日、日曜日、祝日および金融機関休業日はお休みとさせていただきます。

気仙沼信用金庫